

## 個人様からいただくご寄付に関するご説明

田宮ひさとの政治活動を、資金面でご支援いただける方々を募集しております。後援会員以外の方でもご寄付いただけます。皆さまから頂戴する貴重なご寄付は、当後援会を通じて、田宮ひさとの政治活動に活用させていただき、政治資金規正法に基づいてご報告させていただきます。皆さまの温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 個人様からいただくご寄付の制限についてのご説明

政治資金規正法（以下、規正法と略します。）上の寄付の制限には質的制限と量的制限とがあります。

(1) 質的制限… 個人様からいただくご寄付については以下のとおりの制限がかかります。

- ・外国人からのご寄付はいただくことができません。（規正法22条の5）
- ・他人名義・匿名によるご寄付はいただくことができません。（規正法22条の6）

(2) 量的制限…個人様からいただくご寄付についての、金額制限については以下の通りとなっております。

寄付者：個人		個人（公職の候補者等を含む）	
		総枠制限	個別制限
受贈者：政治団体		総金額の限度額	同一者への限度額
政治団体	政党（政党支部を含む）	年間	制限なし
	政治資金団体（政党が指定）	2,000万円以内	
	資金管理団体（公職の候補者等が指定）	年間	年間 150万円以内
	上記以外の政治団体	1,000万円以内	年間 150万円以内

総務省自治行政局選挙部政治資金課発行の「政治資金規正法のあらまし」のV. 寄付の制限にも詳しい説明がございますので、ご参照ください。

総務省 [https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji\\_s/naruhodo01.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01.html)

### 2. 個人様からご寄付をいただいた場合の個人様側での寄付金控除

田宮ひさと後援会に対する「個人がする政治活動に関する寄付」は寄付金控除（所得控除）の対象となりうるものですが、下記の期間内にご寄付いただいたものが控除対象となりますのでご注意ください。

- ・次期衆議院議員総選挙が行われる年
- ・及びその前年に当たる年
- ・現職となって以降の年

※「及びその前年に当たる年」の期間内にご寄付をいただいた場合、前年にさかのぼって確定申告の修正対応が必要となります。

### 3. 収支報告書への寄付者の記載

当後援会の年間の収支を政治資金収支報告書に記載する際に、個人様からいただくご寄付が5万1円以上の場合は、その方の氏名、住所、職業、寄付金額、日付の記載が必要となります。その後、収支報告書として記載内容が公開されることとなりますので、その点ご注意ください。なお、寄付金控除の対象期間内でのご寄付で、控除を希望された方につきましては、たとえ5万円以下の金額であっても、上記同様の詳細な記載が必用となり、収支報告書として記載内容が公開されることとなりますので、その点もご注意ください。